

回 答 書

令和5年9月29日

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 西 島 秀 向 様

株式会社オン・ザ・ライン
代表取締役 根津 裕

貴法人作成の2023年8月30日付「ご連絡」（以下「貴書」といいます。）について、下記のとおり回答させていただきます。

記

弊社は、令和5年6月29日付回答書にも記載のとおり、消費者庁より措置命令が下されたことを真摯に受け止め、不当景品類及び不当表示防止法第10条に基づく返金措置の一環として消費者への一部返金を実施することを検討し、現在も、株式会社ボードウォーク及びマーヴェリック・ディー・シー株式会社とともに、消費者庁との間で一部返金の内容及び方法等について協議を継続しております。

また、貴法人においては質問事項や回答の有無等について適宜公表される予定とのことですが、現時点では、一部返金の内容及び方法等については不確定な部分もあることから、各質問事項につきましては回答を控えさせて頂ければと存じます。

以上、ご理解の程賜りますようお願い申し上げます。

以上

回 答 書

令和5年9月29日

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 西島 秀向 様

株式会社ボードウォーク
代表取締役 西 茂弘

貴法人作成の2023年8月30日付「ご連絡」（以下「貴書」といいます。）について、下記のとおり回答させていただきます。

記

弊社は、令和5年6月28日付回答書にも記載のとおり、消費者庁より措置命令が下されたことを真摯に受け止め、不当景品類及び不当表示防止法第10条に基づく返金措置の一環として消費者への一部返金を実施することを検討し、現在も、株式会社オン・ザ・ライン及びマーヴェリック・ディー・シー株式会社とともに、消費者庁との間で一部返金の内容及び方法等について協議を継続しております。

また、貴法人においては質問事項や回答の有無等について適宜公表される予定とのことですが、現時点では、一部返金の内容及び方法等については不確定な部分もあることから、各質問事項につきましては回答を控えさせて頂ければと存じます。

以上、ご理解の程賜りますようお願い申し上げます。

以上

回 答 書

令和5年9月28日

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 西 島 秀 向 様

マーヴェリック・ディー・エス株式会社
代表取締役 大石 正弘

貴法人作成の2023年8月30日付「ご連絡」（以下「貴書」といいます。）について、下記のとおり回答させていただきます。

記

弊社は、令和5年6月28日付回答書にも記載のとおり、消費者庁より措置命令が下されたことを真摯に受け止め、不当景品類及び不当表示防止法第10条に基づく返金措置の一環として消費者への一部返金を実施することを検討し、現在も、株式会社オン・ザ・ライン及び株式会社ボードウォークとともに、消費者庁との間で一部返金の内容及び方法等について協議を継続しております。

また、貴法人においては質問事項や回答の有無等について適宜公表される予定とのことですが、現時点では、一部返金の内容及び方法等については不確定な部分もあることから、各質問事項につきましては回答を控えさせていただきます。

以上、ご理解の程賜りますようお願い申し上げます。

以上